



文化財防火デーの実施

日本最古の壁画が描かれた法隆寺金堂が昭和24年1月26日に焼損し、その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた国民共通の貴重な財産であり、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の多くは木造建築であるため、いったん火がつくと延焼拡大が極めて速くなる恐れがあります。貴重な文化財を火災から守るためには、日頃から防火意識を持ち、関係者だけでなく、地域住民との連携・協力が必要です。



今年も久米島町では、1月26日(金)に関係者及び地域住民が協力して、字西銘の国指定重要文化財、上江洲家において通報訓練及び消火器・屋外消火栓取扱い訓練などが実施されました。
久米島町の貴重な文化財を町民の皆さんと共に協力しあい、これからは防災・防炎に努め火災から守っていきましょう。

消火器って知ってる？

町民の皆さんの暮らしの中に消火器を見かけたことがある方は多くいると思います。消火器とは万が一火災が発生した場合、初期消火として最も多く使用されている消火器具です。一般の方が簡単に使用できる消火器ですが、実際に使うとなると不安ですよ。

いざという時、慌てず迅速に対応できるように消火器について理解しておきましょう!!

住宅用消火器

火災は種類に応じて消せるものと消せないものがあります。

住宅用消火器は**普通火災・油火災・電気火災**等、ほぼ全ての火災に適用しています。(※消火器に記載されている表示マークを確認してください。)



・操作手順・

1.助けを呼ぶ

火災を発見したら消火の前に必ず周囲に知らせましょう。

2.消火器を持ってくる

使用の際は、①火元から3m～5m付近まで近寄り安全栓を抜き(ピン)②ホースを持ち(ポン)③レバーを強く握ります(パン)

(※薬剤が放射される時間は大きさによりますが、約13秒～34秒です。)

☆三つの作業をピン・ポン・パンのリズムで覚えておくと覚えやすいですよ^^

3.消火を確認

火は一旦消えても再び発火する可能性があります。消火薬剤を使い切るまで最後まで放射して下さい。

・注意点・

・あくまでも初期消火です。消火困難であれば逃げる事を優先しましょう。

・消火前は必ず自分の逃げ道の確保がされているか確認しましょう。

・屋外では風向きに注意して消火しましょう。

・油に直接水をかけないようにしましょう。

・住宅用消火器は使用期間または使用期限が表示されています。

使用期限に関わらず、破損・傷・錆等の確認も行うことが大切です。(使用期限を過ぎた場合は新しいものと交換してください。)

★久米島町のホームページ内でも消火器取扱い要領を添付していますので、是非確認してみてください^^

★消防本部内にも使用パンフレットがあります。ご自由にお持ち帰り下さい。

また質問等があれば気楽に消防本部へお尋ね下さい。

()は、平成30年累計

※火災の早期発見と「逃げ遅れ」を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に動作の確認をしましょう。

○消防法及び市町村条例(平成23年6月施行)により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火入れを行う地域の皆さんは必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。



1月出動状況

・救急	20件	(0件)
・風水害	0件	(0件)
・火災	0件	(0件)
・捜索	0件	(0件)
・救助	0件	(0件)
・その他	0件	(0件)

合計 20件 (20件)

火事・救急・救助

☎119

消防本部 ☎985-3281